

令和5年予備試験短答式試験 刑事訴訟法出題大予想  
**休憩時間に最終確認！ 刑事訴訟法の短答重要テーマ**

予備試験短答式試験の憲法・行政法と刑法・刑事訴訟法との間には、1時間15分の休憩時間があります。そこで、出題の周期性などを総合考慮して、この休憩時間に最終確認したい出題可能性の高いテーマについて、辰巳の短答合格FILEからまとめた図表を抜粋しました。

令和5年予備試験受験生の学習の便宜となれば幸いです。

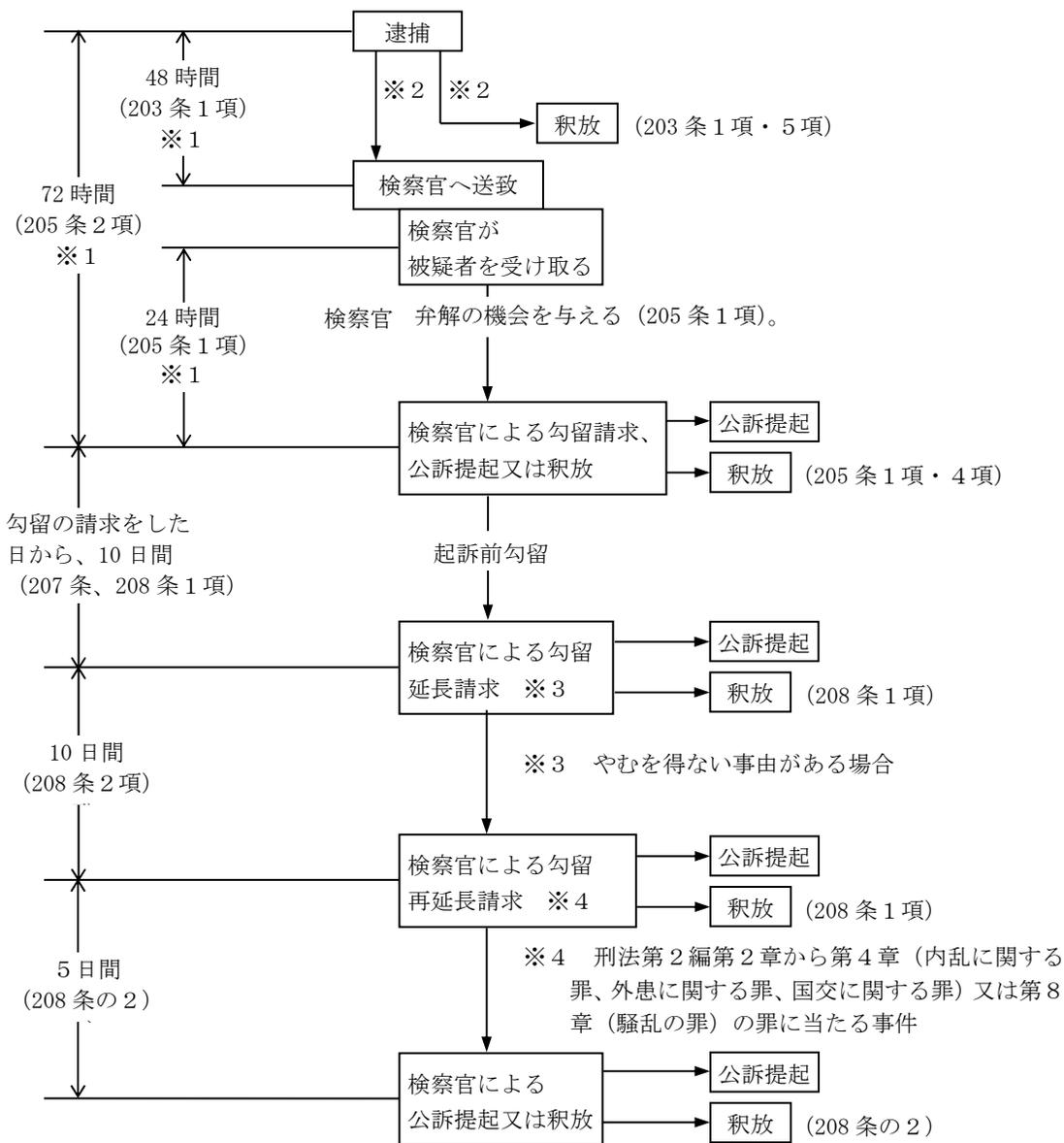
令和5年7月16日（日）

辰巳法律研究所

(図表) 告訴

告訴権者	被害者（刑事訴訟法（以下、省略する。）230条）
	被害者の法定代理人（231条1項）
	被害者が死亡したとき →その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹（231条2項本文）。但し、被害者の明示の意思に反することはできない（231条2項但書）。
	被害者の法定代理人が 被疑者であるとき、 被疑者の配偶者であるとき、又は 被疑者の4親等内の血族若しくは3親等内の姻族であるとき →被害者の親族（232条）
	死者の名誉を毀損した罪について →死者の親族又は子孫（233条1項） 名誉を毀損した罪について被害者が告訴をしないで死亡したとき →死者の親族又は子孫（233条2項本文）。但し、被害者の明示の意思に反することはできない（233条2項但書）
	親告罪について告訴権者がいない場合 →検察官は、利害関係人の申立てにより告訴をすることができる者を指定できる（234条）
親告罪の告訴期間	犯人を知った日から6箇月（235条本文） 「犯人を知った」とは、犯人が誰かを知ることを行い、犯人の住所・氏名等の詳細を知る必要はない（最決昭39.11.10） 「犯人を知った日」とは、犯罪終了後の日を指し、告訴権者が犯罪の継続中に犯人を知ったとしても、その日を親告罪の告訴期間の起算日とすることはできない（最決昭45.12.17）
	なお、性犯罪については親告罪規定が削除された（平成29年刑法改正）
	告訴期間の独立（236条） 親告罪の被害者が犯人を知った時から6箇月を経過していても、法定代理人がこれを知った時から6箇月以内にした告訴は有効である（最決昭28.5.29）
告訴取消	公訴の提起があるまで告訴を取り消すことができる（237条1項） 告訴の取消をした者は、更に告訴をすることができない（237条2項）
告訴不可分	親告罪について共犯の一人又は数人に対してした告訴又はその取消は、他の共犯に対しても、その効力を生ずる（238条1項）
告訴の代理	告訴は、代理人によりこれを行うことができる（240条）
告訴の方式	書面又は口頭で検察官又は司法警察員に対してする（241条1項） 検察官又は司法警察員は、口頭による告訴を受けたときは、調書を作らなければならない（241条2項）
告訴を受けた司法警察員の手続	速やかに、告訴に関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない（242条）

(図表) 司法警察員による逮捕～勾留 (司法警察員、検察官側からのもの)



※1 やむを得ない事情によって時間制限に従うことができなかったときは、検察官は、裁判官にその事由を疎明して、被疑者の勾留請求ができる。しかし、裁判官は、その遅延がやむを得ない事由に基く正当なものと認める場合でなければ、勾留状を発することができない (206条)。

※2 司法警察員 犯罪事実の要旨及び弁護人選任権を告知する (203条1項)。ただし、被疑者に弁護人の有無を尋ね、弁護人があるときは、弁護人選任権の告知は不要である (203条2項)。

弁解の機会を与える (203条1項)。

弁護人選任権告知に当たり、弁護人選任の申出方法と国選弁護人の選任請求についての教示を要する (203条3項・4項)。

(図表) 簡易公判手続・即決裁判手続・略式手続の異同

	簡易公判手続	即決裁判手続	略式手続
公訴提起時点で、請求する必要があるか	必要なし 検察官が公判請求した後、冒頭手続で被告人が「有罪である旨の陳述」をした場合、簡易公判手続による審判をする決定がなされて初めて、簡易公判手続へ移行する(291条の2)	必要あり 検察官は、「公訴の提起と同時に…即決裁判手続の申立てをすることができる」(350条の16第1項)	必要あり 「略式命令の請求は、公訴の提起と同時に、書面でこれをしなければならぬ」(462条1項)
手続開始の主体	裁判所(291条の2本文)	検察官(350条の16第1項本文)	検察官(461条前段)
被疑者の同意又は異議がないことを確認することが必要か	必要なし 既に公判請求がなされているので、裁判長が手続の説明をし、有罪の陳述に当たるか否か等を確認する(規則197条の2)	必要あり 「被疑者の同意がなければ、これを行うことができない」(350条の16第2項)	必要あり 「略式手続によることについて異議がないかどうかを確めなければならない」(461条の2第1項)
管轄	—	—	簡易裁判所(461条)
対象となる事件	短期1年未満の懲役・禁錮より軽い罪(291条の2ただし書参照)	短期1年未満の懲役・禁錮より軽い罪(350条の16第1項ただし書)	簡易裁判所の管轄に属する事件(461条)
審理	—	必要的弁護(350条の23)	・起訴状一本主義なし(規則289条) ・書面審理(規則289条参照)
科刑	法定刑の範囲内で、刑を科することができる	「懲役又は禁錮の言渡しをする場合には、その刑の全部の執行猶予の言渡しをしなければならない」(350条の29)	「100万円以下の罰金又は科料を科することができる。この場合には、刑の執行猶予をし、没収を科し、その他付随の処分をすることができる」(461条)
伝聞法則	伝聞法則が適用されないのが原則(320条2項本文)	伝聞法則が適用されないのが原則(350条の27本文)	—
証拠調べ手続	証拠調べ手続に関する規定が適用されない(307条の2)	証拠調べ手続に関する規定が適用されない(350条の24第1項)	—
上訴制限	—	判決で示された罪となるべき事実につき事実の誤認を理由とする上訴をすることはできない(403条の2、413条の2) ただし、再審請求することができる場合に当たる事由があるときを除く	—

令和5年予備試験短答式試験 刑事訴訟法出題大予想

(図表) 公判における審判手続「尋問の範囲」

種別	主尋問 (規則 199 条の 3)	反対尋問 (規則 199 条の 4、199 条の 5)	再主尋問 (規則 199 条の 7)
範囲	1 立証すべき事項 2 1 に関連する事項 3 証人の供述の証明力を争うために必要な事項	1 主尋問に現われた事項 2 1 に関連する事項 3 弾劾尋問 4 自己の主張を支持する新たな事項 (裁判長の許可を要する)	1 反対尋問に現われた事項 2 1 に関連する事項 3 自己の主張を支持する新たな事項 (裁判長の許可を要する)
	尋問はできる限り個別のかつ具体的な尋問 (一問一答方式) によらなければならない (規則 199 条の 13 第 1 項) 許されない尋問の方法 (規則 199 条の 13 第 2 項) 1 威嚇的又は侮辱的な尋問 2 既にした尋問と重複する尋問 3 意見を求め又は議論にわたる尋問 4 証人が直接経験しなかった事実についての尋問 ※ 2 から 4 の尋問については、正当な理由がある場合は行うことができる。		
誘導尋問	原則として許されない (規則 199 条の 3 第 3 項本文) 例外 (規則 199 条の 3 第 3 項ただし書) 1 証人の身分、経歴、交友関係等で、実質的な尋問に入るに先立って明らかにする必要がある準備的な事項 2 訴訟関係人に争いのないことが明らかな事項 3 証人の記憶を喚起するために必要なとき 4 証人が主尋問者に対して敵意、反感を示すとき 5 証人が証言を避けようとする事項 6 証人が前の供述と相反するか又は実質的に異なる供述をした事項 7 誘導尋問を必要とする特別の事情があるとき	自己の主張を支持する新たな事項を尋問する場合を除き、必要があれば許される (規則 199 条の 4 第 3 項) 自己の主張を支持する新たな事項を尋問する場合は、主尋問とみなされるから (規則 199 条の 5 第 2 項)、その例による	主尋問の例による (規則 199 条の 7 第 2 項)
書面等の提示	次の場合には、書面、物等を証人に示すことができる 1 書面又は物の成立、同一性その他これに準ずる事項について尋問する場合で、必要がある場合 (規則 199 条の 10 第 1 項) 2 記憶を喚起するため必要があるときに、裁判長の許可を受けて、供述録取書を除く書面又は物を示して尋問する場合 (規則 199 条の 11 第 1 項) 3 証人の供述を明確にするため必要があるときに、裁判長の許可を受けて、図面、写真、模型、装置等を利用して尋問する場合 (規則 199 条の 12 第 1 項) 以上、いずれの場合も、証人に示しあるいは利用した書面や物等が、証拠調べを終わったものでないときは、あらかじめ、相手方にこれを閲覧する機会を与えなければならない。ただし、相手方に異議がないときは、この限りでない (規則 199 条の 10 第 2 項、199 条の 11 第 3 項、199 条の 12 第 2 項)		